

【後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について】

長期収載品の選定療養とは、令和 6 年度診療報酬改定により令和 6 年 10 月 1 日から導入される制度です。

※長期収載品とは・・・後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品
患者様のご希望により長期収載品を処方した場合に、長期収載品と後発医薬品を処方した場合に、
長期収載品と後発医薬品の差額の 4 分の 1 に相当する金額を選定療養費（特別の料金）として
患者様にご負担いただく仕組みです。

対象となる医薬品

- ・ 外来患者の院内処方、院外処方
 - ・ 後発医薬品が市販されて 5 年以上経過した長期収載品、
または後発医薬品への置換率が 50%以上を超える長期収載品
- ※注射剤も対象です。

対象外になる場合

- ・ 医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合、
後発医薬品の提供が困難な場合、または、バイオ医薬品については”対象外”となります。

負担金額（患者さまにご負担頂く金額）

- ・ 長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の 4 分の 1 に消費税を加算した金額

厚生労働省 HP：後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について